

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通事項	1 人員	勤務体制の確保について	県基準条例第77号第30条等	従業員の勤務表について、月ごとの勤務状況が分かるよう日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、他事業所との兼務関係を明記すること。	可茂県事務所
2	共通事項	1 人員	勤務体制の確保について	県基準条例第77号第30条等	月ごとの勤務表は作成されているが、職員の実際の勤務時間が把握できる書類（出勤簿等）が作成されていないため、これら書類を作成の上、毎月常勤換算により人員基準を確認すること。	可茂県事務所
3	共通事項	3 運営	研修について	県基準条例第77号第96条等	従業者に対して研修を実施した場合は記録を残しておくこと。	可茂県事務所
4	共通事項	3 運営	事故発生時の対応について	県基準条例第77号第38条等	発生した事故について、県への報告がされていない事例が見受けられたため、今後は確実かつ速やかに報告すること。	可茂県事務所
5	共通事項	3 運営	個別サービス計画について	県基準条例第77号第23条、24条等	サービス計画について、サービス提供開始日を超えて利用者からの同意を得ている事例があったため、計画の同意を得た上でサービスを実施すること。	可茂県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	個別サービス計画について	県基準条例第77号第24条	訪問介護計画について、居宅サービス計画の内容が一部反映されていない事例があったため、居宅介護支援事業所と連携の上、適切に作成すること。	可茂県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	勤務体制の確保について	県基準条例第77号第92条	生活相談員、看護職員について、勤務実績表に配置が見られない日があった。他の職員を充てる場合は明示しておくこと。	可茂県事務所
2	通所介護	3 運営	運営規程について	県基準条例第77号第97条	運営規程について、非常災害対策に関する事項を盛り込むこと。	可茂県事務所
3	通所介護	3 運営	非常災害対策について	県基準条例第77号第100条	非常災害（火災、地震等）対応に係るマニュアルを作成するとともに、消火、避難訓練を実施すること。	可茂県事務所
4	通所介護	3 運営	個別サービス計画について	県基準条例第77号第96条	通所介護計画について、利用者へ交付を行うこと。	可茂県事務所
5	通所介護	3 運営	個別サービス計画について	県基準条例第77号第96条	通所介護計画の変更、更新を行う場合は、それまでの目標に対する評価を行い、記録すること。	可茂県事務所
6	通所介護	4 報酬	事業所規模区分について	老企第36号第2の7(4)	事業所規模区分については、毎年3月に当該年度（4月～2月）の利用者実績から月平均延べ利用者数を算定したうえで、適切に確認を行うこと。確認の結果、事業所規模区分が変更となる場合は、変更の届出（体制届）を行うこと。	可茂県事務所
7	通所リハビリテーション	4 報酬	中重度者ケア体制加算について	老企第36号第2の8(21)	中重度者ケア体制加算について、指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を配置したことを記録に残しておくこと。	可茂県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所療養介護	3 運営	運営規程について	県基準条例第77号第186条	支援相談員の配置、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き及び通常の送迎の実施地域について、運営規程に定めた上で、県に変更届を提出すること。	可茂県事務所
2	短期入所療養介護	4 報酬	送迎加算について	厚生省告示第19号別表9注12)	送迎加算については、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合に算定できるので、送迎を行った理由を記録として残しておくこと。	可茂県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	4 報酬	看護体制加算について	厚生省告示第21号別表1注8)	介護老人福祉施設における看護体制加算Ⅱについて、看護職員の配置を確認したところ、算定要件である人員基準配置数+1を満たしていないことが確認された。算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。なお、引き続き算定要件を満たせない場合は速やかに加算の取り下げを県に提出すること。	可茂県事務所
2	介護老人保健施設	3 運営	運営規程について	県基準条例第80号第29条	支援相談員配置、及び緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて、運営規程に定めた上で、県に変更届を提出すること。	可茂県事務所
3	介護老人保健施設	3 運営	避難確保計画について	県基準条例第80号第32条	避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施すること。	可茂県事務所
4	介護老人保健施設	4 報酬	ターミナルケア加算について	老企第40号第2の6(17))	ターミナルケア加算を算定するに当たり、医師の診断が確認できない事例が見受けられた。一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないことが診断されたことを確認できるようにすること。	可茂県事務所
5	介護老人保健施設	4 報酬	所定疾患施設療養費	老企第40号第2の6(33))	所定疾患施設療養費について、処置等行った対象日が分かるよう、診療録等に記録として残しておくこと。	可茂県事務所